

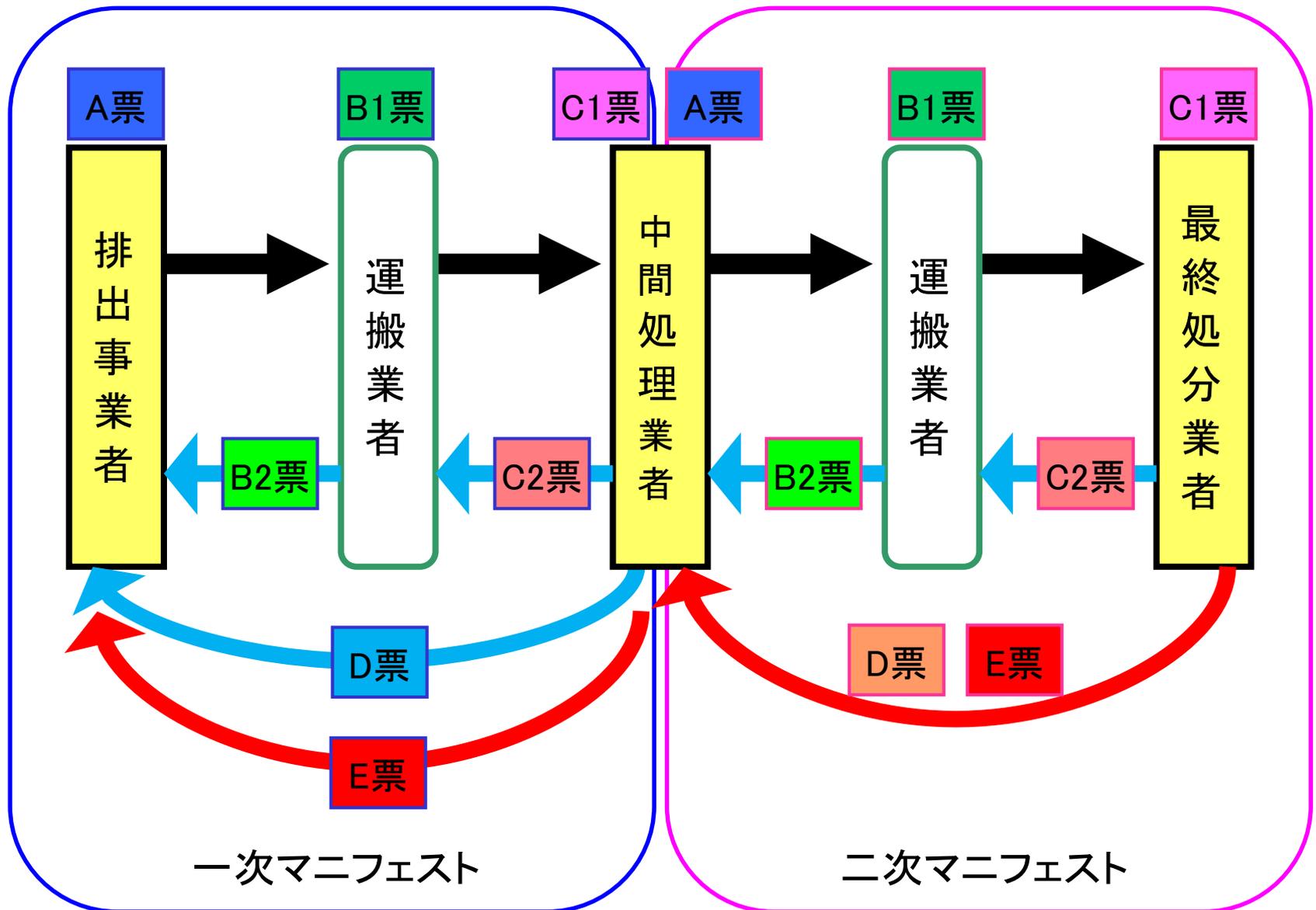
3 産業廃棄物管理票(マニフェスト) 制度

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付の義務

(特別管理)産業廃棄物処理業者にその処理を委託する場合、産業廃棄物管理票を交付しなければならない。(法第12条の3第1項)

- 排出事業者が産業廃棄物の流れを自ら把握・管理し、不法投棄の防止等、適正な処理を確保することを目的とした制度
 - 産業廃棄物の引渡しと同時に交付
 - 産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付
 - 複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、これを1つの種類としてマニフェストを交付して差し支えない
 - 産業廃棄物が1台の運搬車に積み込まれた場合であっても、運搬先が複数である場合には運搬先ごとに交付
 - 産業廃棄物の種類、数量、受託者の氏名等を記載
 - 交付したマニフェスト及び、送付されたマニフェストの写しを保管(5年間)

紙マニフェストの流れ



マニフェストの記載事項 (1)

(規第8条の21第1項)

◆ 排出事業者が記載すべき事項

- ① 交付年月日
- ② 交付番号(一般的に印字済み)
- ③ (排出事業者の)氏名又は名称及び住所
- ④ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ⑤ マニフェストの交付を担当した者の氏名
- ⑥ 産業廃棄物の種類
- ⑦ 数量、荷姿等
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその数量)

マニフェストの記載事項 (2)

◆ 排出事業者が記載すべき事項(続き)

- ⑧ 中間処理業者にあつては、当該産業廃棄物に係る一次マニフェスト交付者の氏名又は名称及び一次マニフェストの交付番号(又は登録番号)
- ⑨ 最終処分を行う場所の所在地
- ⑩ 運搬を受託した者の氏名又は名称及び住所
- ⑪ 運搬先の事業場の名称及び所在地
- ⑫ 処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
- ⑬ 運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

マニフェストの例 A票

交付年月日	① 年 月 日	交付番号	21 ② 560474	登録番号		交付場所	氏名	⑤	
事業者 (排出者)	氏名又は名称		④		事業 (排出事業場)		名称		③
	住所 千		電話番号		所在地 千		電話番号		
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類 (普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類 (特別管理産業廃棄物)		数量 (及び単位)		備考		⑦
	<input type="checkbox"/> 0188 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1208 金属くず	<input type="checkbox"/> 3200 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 1424 燃えがら (有害)			産業廃棄物の名		
	<input type="checkbox"/> 0204 汚泥	<input type="checkbox"/> 1304 びろくろ油くず	<input type="checkbox"/> 3310 引火性廃油 (有害)	<input type="checkbox"/> 1425 廃油 (有害)			有害物質等		⑧
	<input type="checkbox"/> 0302 廃紙	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 3100 強酸	<input type="checkbox"/> 1426 汚泥 (有害)			処分方法		
	<input type="checkbox"/> 2404 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がい	<input type="checkbox"/> 3110 強酸 (有害)	<input type="checkbox"/> 1427 廃酸 (有害)			備考・追記欄		
	<input type="checkbox"/> 2504 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 窯	<input type="checkbox"/> 3230 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 1428 強アルカリ (有害)			<input type="checkbox"/> 水銀使用製品廃棄物		
	<input type="checkbox"/> 2600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 3210 強アルカリ (有害)	<input type="checkbox"/> 1429 ばいじん (有害)			<input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん		
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 3320 感受性廃棄物	<input type="checkbox"/> 1430 1号廃棄物 (有害)			<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物		
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 3410 PCB等	<input type="checkbox"/> 1440 廃水銀等			<input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物		
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物死体の干遺物	<input type="checkbox"/> 7421 塵石綿等						
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残渣		<input type="checkbox"/> 7422 指定下汚泥						
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 藍うい (有害)						
中間処理 委託者	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)								
最終処分 の場所	名称 / 所在地 / 電話番号		⑨		委託契約書記載のとおり		⑩		
	氏名又は名称		⑩		運輸業者 (処分事業者)		名称		⑪
運搬委託者	住所 千		電話番号		所在地 千		電話番号		
	氏名又は名称		⑫		積文は保管		名称		⑬
処分委託者	住所 千		電話番号		所在地 千		電話番号		
	委託者の氏名又は名称 (運輸団体の氏名)		受領印		受領日		年月日		有害物数量
委託者の氏名又は名称 (処分委託者の氏名)		受領印		受領日		年月日		最終処分 日 年月日	
最終処分 を行った場所		名称 / 所在地 / 電話番号		(委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)		年月日		年月日	

一次マニフェストの場合記入不要
空欄の場合は、斜線を引く

所定の期限までにD票、E票の送
付がない場合、措置内容等報告書
D票: 交付日から90日以内
(特別管理産業廃棄物は60日以内)
E票: 交付日から180日以内

マニフェストの記載事項 (3)

◆ 運搬受託者が記載すべき事項

- ⑭ 運搬受託者の氏名又は名称及び運搬を担当した者の氏名
- ⑮ 運搬終了年月日
- ⑯ 有価物拾集量
 - ※積替え保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物(有償で売却できる物に限る)の拾集を行った場合の拾集量を記載する。

マニフェストの記載事項 (4)

◆ 処分受託者が記載すべき事項

- ⑰ 処分受託者の氏名又は名称及び処分を担当した者の氏名
- ⑱ 処分終了年月日
- ⑲ 最終処分終了年月日
※再生を受託した場合は、中間処理をして客観的に有償譲渡できる性状の物とした年月日
- ⑳ 最終処分を行った場所

マニフェストの例 E票

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	年 月 日	交付番号	21480560474	票種番号		交付者氏名		
事業者 (発出者)	氏名又は名称			名称				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿	
	<input type="checkbox"/> 3100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性液体	<input type="checkbox"/> 7400 燃えがら(有害)				
	<input type="checkbox"/> 3200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器(ず)	<input type="checkbox"/> 7610 引火性液体(清濁)	<input type="checkbox"/> 7420 廃油(有害)				
	<input type="checkbox"/> 3300 腐蝕液	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7620 強酸	<input type="checkbox"/> 7430 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称			
	<input type="checkbox"/> 3400 腐蝕物	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7630 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7440 廃酸(有害)				
	<input type="checkbox"/> 3500 溶アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 茶室のふん屋	<input type="checkbox"/> 7650 溶アルカリ	<input type="checkbox"/> 7450 溶アルカリ(清濁)	有害物質等		処分方法	
	<input type="checkbox"/> 3600 プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7670 溶アルカリ(清濁)	<input type="checkbox"/> 7470 ばいじん(清濁)				
	<input type="checkbox"/> 3700 鉄くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7680 毒発性産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 7480 毒発性産業廃棄物				
	<input type="checkbox"/> 3800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7690 PCB等	<input type="checkbox"/> 7490 農水銀等	備考 - 過信欄			
	<input type="checkbox"/> 3900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物の遺卵・胎動物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等		<input type="checkbox"/> 本票使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石炭含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物			
	<input type="checkbox"/> 1000 動物性残渣		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥					
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 紙くず(有害)					
中間処理業者氏名	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)							
最終処分の種類	<input type="checkbox"/> 後継記録のとおり							
	<input type="checkbox"/> 当票記録のとおり							
	名称/所在地/電話番号							
運搬委託者	氏名又は名称			名称				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
処分委託者	氏名又は名称			名称				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
送付の型別	受託者の氏名又は名称 (運搬委託者の氏名)		⑭	受領印	受領年月日	⑮	数量(及び単位)	⑯
送付の型別	受託者の氏名又は名称 (処分委託者の氏名)		⑰	受領印	処分年月日	⑱	最終処分年月日	⑲
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号		⑳	(委託契約書記載の場所において委託契約書記載の番号)				

送付期限
 B2票: 運搬終了日から10日以内
 C2票: 処分終了日から10日以内
 E票: 二次マニフェストのE票が
 送付された日から10日以内

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

(マニフェスト報告)

産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)を交付した事業者は、毎年6月30日までに前年度の交付等の状況を県に報告しなければならない。

※電子マニフェスト使用分は報告不要(情報処理センターが代行報告)

様式第三号 (第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和 年度)									
福岡県知事 殿			報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称							業 種		
事業場の所在地		電話番号							
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合に記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

二次マニフェストを交付した
中間処理業者も報告が必要

マニフェスト報告の注意事項

マニフェスト報告書（令和 年度）

福岡県知事 殿

廃棄物の処理及び清掃

事業場の名

・同一の都道府県の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2つ以上ある場合（複数の解体工事現場等）には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること

事業場の所在地

電話番号

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所

・産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること

・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を明らかにすること

備考

- この報告書は、前年
- 同一の都道府県（同
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準
- 運搬又は処分を委託
- 処分場所の住所は、
- 区間を区切って運搬

・処分先の住所は、運搬先の住所と同じである場合には、記入する必要はないこと

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出先(県域)

報告書は、**産業廃棄物を排出する事業場の所在地**を管轄する
下表の提出先に提出してください。※1

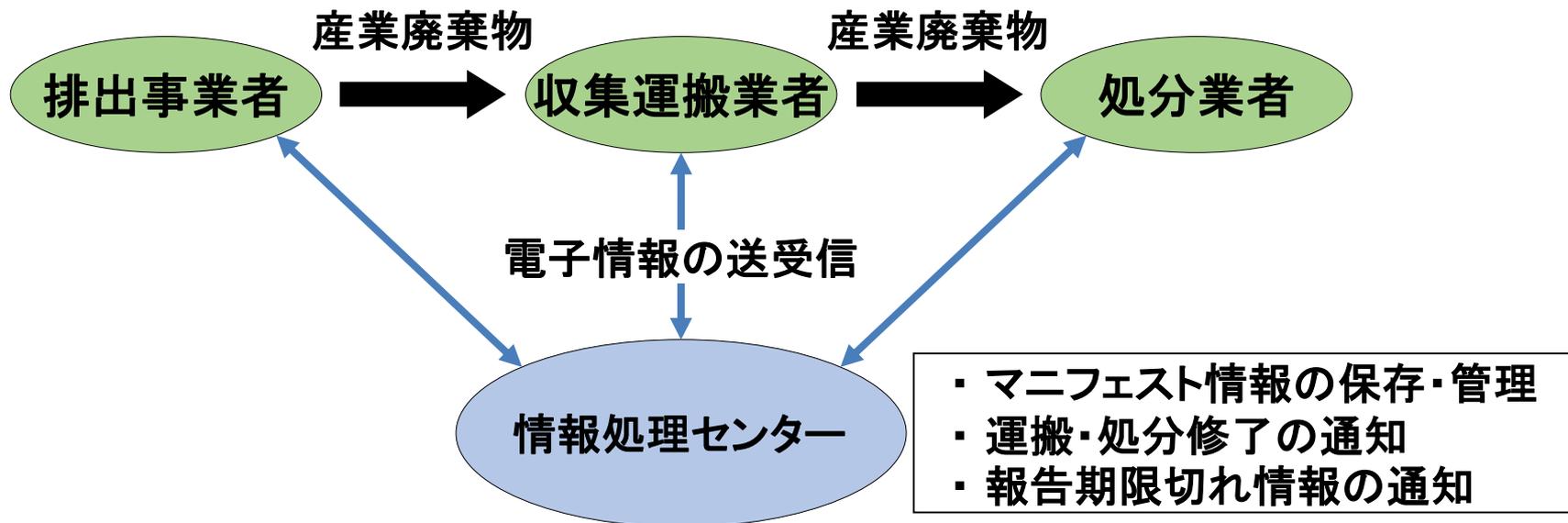
事業場の所在地	提出先機関名	住所	電話番号
筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、糸島市、那珂川市	福岡県筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課	〒816-0943 大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎内	092-513- 5612
中間市、遠賀郡、 古賀市、粕屋郡、 宗像市、福津市	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境指導課	〒811-3436 宗像市東郷1-2-1 宗像総合庁舎内	0940-36- 6322
直方市、宮若市、鞍手郡、 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡、 田川市、田川郡	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課	〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎 別館2F	0948-21- 4812
小郡市、三井郡、 朝倉市、朝倉郡、 うきは市	福岡県北筑後保健福祉環境事務所 環境課	〒839-0861 久留米市合川町1642-1 久留米分庁舎内	0942-30- 1058
大牟田市、柳川市、みやま市、 八女市、筑後市、八女郡、 大川市、三潴郡	福岡県南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課	〒834-0063 八女市大字本村25 八女分庁舎内	0943-22- 6964
行橋市、京都郡、 豊前市、築上郡	福岡県京築保健福祉環境事務所 環境課	〒824-0005 行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内	0930-23- 2380

※1 北九州市、福岡市、久留米市内にある事業場については、それぞれの市役所に提出してください。12

電子マニフェスト（1）

○ 電子マニフェストとは

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み



電子マニフェスト（2）

○ 電子マニフェストのメリット

（1）事務処理の効率化

- ・ マニフェストの保管が不要
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要
（情報処理センターが県に報告する）

（2）法令の遵守

- ・ マニフェストの記載漏れを防止
- ・ 処理完了報告確認期限を自動的に通知

（3）データの透明性

- ・ 排出事業者、収集運搬業者、処分業者はそれぞれが単独で情報の修正・取消を行うことはできない

電子マニフェストの料金

(税込)

利用者	排出事業者			収集運搬業者	処分業者	処分業者	
	A料金	B料金	C料金 (団体加入料金)			報告機能のみ	報告+二次登録 A料金
基本料 (1年間)	26,400円	1,980円	110円	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (登録1件につき)	11円	(90件まで無料) 22円	(5件まで無料) 22円	—	—	11円	(90件まで無料) 22円
利用の目安となる 年間登録件数	2,401件 以上	2,400件 以下	—	—	—	1,381件 以上	1,380件 以下

(令和6年10月1日時点)

※ 詳細は、JWセンター(公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター)のホームページ
(<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/youshiki/payment/fee/index.html>)を参照してください。

利用料金シミュレーションもできます。

電子マニフェストの加入

- 電子マニフェストに加入する場合
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
(JWセンター)に御相談ください

〈お問い合わせ〉

ホームページの「お問合せフォーム」にて受付

<https://www.jwnet.or.jp/contact/jwnet/index.html>

※ 電話サポート (0800-800-9023) 通話料無料

平日：9：00～12：00、13：00～16：30

マニフェストの適正な運用（1）

【虚偽の管理票の交付等の禁止】

- 収集運搬業者又は処分業者等は、運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票を交付することが禁止されている。
- 運搬受託者又は処分受託者は、管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けることが禁止されている。
- 運搬受託者又は処分受託者は、運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、虚偽の記載をして、管理票（B2票、D票）を送付することが禁止されている。
- 処分受託者は、最終処分が終了していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票（E票）を送付することが禁止されている。

※電子マニフェストも同様に、虚偽報告等を行うことが禁止されています。

※マニフェスト（電子マニフェストを含む）の虚偽送付等は、不法投棄や再委託基準違反等の重大な法違反となる不適正処理が行われている可能性があります。

マニフェストの適正な運用（2）

（不適正な運用例）

- 運搬受託者が、廃棄物の運搬が終了していないにもかかわらず、 B2票を送付する。
- 処分受託者が、廃棄物の処分が終了していないにもかかわらず、 C2票、D票を送付する。
- 処分受託者が、最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けていないにもかかわらず、 E票を送付する。E票の最終処分を行った場所について、未記載や契約書との不整合がある。

※電子マニフェストの場合

- 運搬受託者又は処分受託者が、廃棄物の運搬又は処分が終了していないにもかかわらず、 情報処理センターに運搬終了又は処分終了の報告を行う。
- 処分受託者が、最終処分が終了した旨の通知を受けていないにもかかわらず、 情報処理センターに最終処分終了の報告を行う。

電子マニフェストの留意事項（1）

【電子マニフェストの登録】

- 電子マニフェストにおいては、排出事業者が「登録」を行わないと、その後の運搬受託者や処分受託者が、終了報告等を行うことができない。
- また、廃棄物の引渡し後3日以内（休日等を除く）に登録されない場合は、管理票の不交付となり、廃棄物処理法違反となる。
- 適正処理の確保や登録漏れによる法違反を防止する観点から、電子マニフェストを利用する排出事業者は、原則として産業廃棄物の引渡し後、即時に「登録」することが望ましい。

電子マニフェストの留意事項（2）

【運搬終了報告、処分終了報告及び最終処分終了報告】

- 運搬受託者又は処分受託者は、運搬又は処分を終了した日から3日以内（休日等を除く）に情報処理センターに終了年月日等を報告する必要がある。
 - 処分受託者は、最終処分が適正に終了したことを確認の上、3日以内（休日等を除く）に情報処理センターに最終処分が終了した旨を報告する必要がある。
- ※ 電子マニフェストを利用する運搬受託者又は処分受託者は、排出事業者が確実に「登録」を行っていることを確認する必要がある。

電子マニフェストの留意事項（3）

【運搬時における書面の備え付け等】

電子マニフェストを利用した場合、産業廃棄物の運搬車は、以下の書面の備え付け（携帯）が義務づけられている。

- ・許可証の写し
- ・電子マニフェスト加入証の写し
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量、運搬先の事業場の名称等を記載した書類
（受渡確認票、電子情報でも可）

マニフェストに関する罰則

主な違反の内容	罰則
排出事業者が、マニフェストを交付しない。必要事項を記載しない。虚偽の記載をする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
収集運搬業者が、収集運搬を終えた後、マニフェストの写しを排出事業者に送付しない。必要事項を記載しない。虚偽の記載をする。	
収集運搬業者が、収集運搬を終えた後、処分業者へマニフェストを回付しない。	
処分業者が、処分を終えた後、マニフェストの写しを排出者に送付しない。必要事項を記載しない。虚偽の記載をする。	
排出事業者が、マニフェストの写しを5年間保存しない。	
収集運搬業者又は処分業者が、廃棄物の処理を受託していないのに、虚偽のマニフェストを交付する。	
収集運搬業者又は処分業者が、マニフェストの交付を受けていないのに、廃棄物の引き渡しを受ける。	
収集運搬業者又は処分業者が、収集運搬や処分を終了していないのに、マニフェストの送付や報告をする。	
排出事業者が、廃棄物の引渡し後、3日以内に情報処理センターへ電子マニフェストの登録を行わない。	
排出事業者、収集運搬業者及び処分業者が、情報処理センターへ電子マニフェストの虚偽の登録をする。	
収集運搬業者又は処分業者が、収集運搬や処分を終えた後、3日以内に情報処理センターへ報告をしない。虚偽の報告をする。	